

平成21年9月9日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号取立金請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成●●
年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結日・平成21年7月22日

判 決

控訴人	独立行政法人X
控訴人補助参加人	Z
被控訴人	国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用のうち、補助参加によって生じた費用は控訴人補助参加人の負担とし、その余は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要(略語については、原則として、原判決に従う。)

- 1 本件は、被控訴人が、控訴人補助参加人(補助参加人)に対する租税債権に基づき、補助参加人の控訴人に対する共済契約に係る解約手当金債権を差し押さえて、共済契約を解約したとして、控訴人に対し、解約手当金107万5000円及びこれに対する履行催告書に定めた履行期限の翌日である平成19年4月11日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払

を求める事案である。

2 原審は、被控訴人の請求を全部認容した。

当裁判所も、原審と同様に、被控訴人の請求を全部認容すべきものと判断した。

3 前提事実並びに争点及びこれについての当事者の主張は、次項に当審における新たな主張を追加するほかは、原判決の事実及び理由の「第2 事案の概要」2及び3並びに「第3 争点についての当事者の主張」（原判決2頁12行目から6頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における新たな主張

(1) 争点1（解約権行使の可否）について
(控訴人)

共済契約者の本来の権利は、自らの連鎖倒産を防ぐため、倒産防止資金の貸付けを受ける権利であり、その地位は、中小企業倒産防止共済法（倒産防止法）上、控訴人による共済契約の解除が大幅に制限されていることや、相続、合併等が生じてても地位の承継を認めることによって保護されているところ、いわば付随的権利にすぎない解約権の行使は、このような共済契約者の本来の権利を喪失させることになるから、解約権は一身専属的権利であるというべきであり、仮にそうではないとしても、その行使は、解約手当金の取立による債権回収の利益よりも債務者の不利益が著しく少ない場合に限って認められるというべきである。本件においては、補助参加人は、本来納付すべき本税234万1264円を完済し、加算税・延滞税として本税の4.1倍にあたる964万7244円を支払い、被控訴人が本件の差押えをした時点の租税債権で現在なお残っているのは平成6年3月10日を納期限とする申告所得税の延滞税だけであること、補助参加人による延滞税の滞納や、本件の差押え以降の新たな租税債権の滞納にもやむを得ない面があることなどの事情があり、解約手当金の取立による債権回収の利益よりも債務者の不利益が大きく、解約権の行使は取立てに

必要な範囲を超えている。

(被控訴人)

延滞税は、その額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない国税であって、その徴収方法につき、本税のそれと異なる取扱いをすべき理由はないから、回収しようとする税金が延滞税であっても、解約権の行使は取立ての範囲を逸脱するものではないというべきである。

また、補助参加人は、再三再四、納付計画に基づく分割納付の申立てをしたにもかかわらず、その都度、納税不履行を繰り返した。被控訴人は、補助参加人が有する生命保険解約返戻金、定期預金、定期積金に対して滞納処分を執行して、これらの債権を取り立て、本件租税債権に充当したが、その結果、補助参加人には、本件解約手当金債権のほかには、差し押さえるべき有意な資産はなくなった。他方で、補助参加人は、納期限を平成19年3月9日とする申告所得税並びに消費税及地方消費税の本税、加算税及び延滞税（本件外租税債権）を滞納し、本件租税債権と本件外租税債権をあわせた補助参加人の滞納国税は、平成21年3月9日現在で、別紙租税債権目録(3)記載のとおり、合計1484万5318円となっている。被控訴人は、同日、補助参加人に対する本件外租税債権を徴収するため、本件解約手当金債権を二重に差し押え、同月10日、差押通知書を控訴人に送達するとともに、同月9日、本件解約手当金債権に係る滞納処分の執行機関である名古屋国税局長に対して交付要求を行った。したがって、被控訴人が解約手当金を取り立てるために本件契約を解約することはやむを得ないというべきである。

(2) 争点2（履行遅滞の有無及び時期）について

(控訴人)

本件解約手当金の支払債務につき遅延損害金の発生が認められるとしても、本件におけるような第三者による解約権行使の場合には、解約手当金支払手続に要する通常の期間として1か月程度は必要であり、その間は、遅延損害金は

発生しないというべきである。

（被控訴人）

本件解約手当金債権は、履行期の定めがない債権であるから、請求の時から遅滞に陥るところ、被控訴人は、控訴人に対し、平成19年3月19日到達の書面で、本件契約の解除の意思表示をした際に、解約手当金の支払を請求した。また、被控訴人が請求している遅延損害金の起算日は同年4月11日であり、被控訴人による解約手当金の支払請求後同日までの間には、支払のために必要かつ十分な時間があつた。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1（解約権行使の可否）についての当裁判所の判断は、原判決7頁17行目末尾に「控訴人は、倒産防止法上、控訴人による共済契約の解除が大幅に制限されていることや、相続、合併等が生じてても地位の承継を認めることをも解約権が一身専属的権利であることの根拠として挙げるが、これらの点を考慮しても、共済契約の解約権の行使を保険契約者のみの意思にゆだねるべきものと解することはできない。」を加えるほかは、原判決の事実及び理由の「第4争点に対する判断」1（原判決6頁8行目から9頁4行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人は、本件においては、解約手当金の取立による債権回収の利益よりも債務者の不利益が大きく、解約権の行使は取立てに必要な範囲を超えている旨を主張する。しかしながら、解約権の行使は差し押さえた解約手当金支払請求権を現実化させるために必要不可欠な行為であつて、これが認められないとすれば、解約手当金支払請求権の差押えの実質的意味が失われる結果となるから、解約権の行使が権利の濫用となる場合を除き、解約権の行使が取立ての目的を超えるとはいえないことは、上記引用に係る原判決の説示するとおりであるところ、控訴人の主張事実によっても、本件において、被控訴人が解約権を行使して、共済金の貸付けを受ける地位を喪失させることが権利の濫用となるよう

な事情を見いだすことはできない。この点、控訴人は、被控訴人が本件の差押えをした時点の租税債権で現在なお残っているのが平成6年3月10日を納期限とする申告所得税の延滞税だけであることを問題とするが、延滞税は、その額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない国税であって、その徴収方法につき、本税のそれと異なる取扱いをすべき理由はない上、証拠（甲14から17）及び弁論の全趣旨によれば、本件租税債権が延滞税のみとなったのは、本件の差押えの後に、補助参加人による滞納税の一部の納付や、被控訴人による補助参加人が有する生命保険解約返戻金、定期預金及び定期積金に対する滞納処分の執行が行われ、このようにして徴収された金員が本件租税債権のうちの本税と加算税に先に充当されたためであること、補助参加人には、本件解約手当金債権のほかには、差し押さえるべき有意な資産は見当たらないこと、補助参加人は、本件外租税債権を滞納し、これと本件租税債権をあわせた補助参加人の滞納国税は、平成21年3月9日現在で、別紙租税債権目録(3)記載のとおり、合計1484万5318円となっており、被控訴人は、同日、補助参加人に対する本件外租税債権を徴収するため、本件解約手当金債権を二重に差し押え、同月10日、差押通知書を控訴人に送達するとともに、同月9日、本件解約手当金債権に係る滞納処分の執行機関である名古屋国税局長に対して交付要求を行ったことが認められるから、被控訴人による本件契約についての解約権の行使は、取立てに必要な範囲を超えるものではないというべきである。

3 争点2（履行遅滞の有無及び時期）についての当裁判所の判断は、次のとおり改めるほかは、原判決の事実及び理由の「第4 争点に対する判断」2（原判決9頁5行目から11頁5行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決9頁18行目「もっとも、」から22行目末尾までを削る。
- (2) 原判決9頁23行目から10頁初行までを次のとおり改める。

「本件において、被控訴人は、控訴人に対し、平成１９年３月１９日到達の書面で、本件契約の解除の意思表示をした際に、解約手当金の支払を請求した（甲６、７）後、同年４月２日到達の書面で、解約手当金を同月１０日までに支払うよう催告している（甲８、９）から、遅くとも同月１１日から履行遅滞の責を負っているというべきである。」

４ 控訴人は、本件におけるような第三者による解約権行使の場合には、解約手当金支払手続に要する通常の間として１か月程度は必要であり、その間は、遅延損害金は発生しないと主張し、Ａの陳述書（乙４）には、これに沿う陳述部分がある。しかしながら、本件解約手当金債権は履行期の定めのない債権であることは上記引用に係る原判決記載のとおりである。また、解約手当金を支給するには所定の事項についての調査が必要であり、それに一定の時間を要することを考慮するとしても、証拠（乙１、３）によれば、平成２０年５月の１月間において、控訴人が解約手当金の請求を受け付けてから送金をするまでの平均処理日数は約１２日であり、８日目に送金した件数が他の日数で送金したものと比べて圧倒的に多いことが認められるから、第三者による解約権行使の場合には解約手当金を支払うための手間が増えることを考慮しても、被控訴人が解約手当金の支払を請求した平成１９年３月１９日から履行期限として定めた同年４月１０日までの期間は、解約手当金を支給するために客観的に必要な通常の間を満たしているものというべきである。

５ 争点３（遅延損害金の利率）についての当裁判所の判断は、原判決の事実及び理由の「第４ 争点に対する判断」３（原判決１１頁６行目から１２頁２行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第４ 結論

以上によれば、原判決は相当であるから、本件控訴を棄去することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 一宮なほみ

裁判官 始関正光

裁判官 石垣陽介